

令108条の4第4項の認定に係る評価（防火区画の開口部設備の性能）	
床面積の合計 500㎡以内	26万円
500㎡を超え 3,000㎡以内	41万円
3,000㎡を超え10,000㎡以内	56万円
10,000㎡を超え50,000㎡以内	72万円
50,000㎡を超える	87万円
令第129条第1項の認定に係る評価（階避難安全性能）	
床面積の合計 500㎡以内	36万円
500㎡を超え 3,000㎡以内	51万円
3,000㎡を超え10,000㎡以内	72万円
10,000㎡を超え50,000㎡以内	92万円
50,000㎡を超える	113万円
令第129条の2第1項の認定に係る評価（全館避難安全性能）	
床面積の合計 500㎡以内	36万円
500㎡を超え 3,000㎡以内	51万円
3,000㎡を超え10,000㎡以内	72万円
10,000㎡を超え50,000㎡以内	92万円
50,000㎡を超える	113万円

（建築基準法施行規則第11条の2の3第3項第四号の規定による）

※ すでに構造方法等の認定を受けた構造方法等の軽微な変更であって、国土交通大臣が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものの認定を受けようとする場合に係る性能評価を受ける場合は、上表の区分に応じ10分の1の額とする。（建築基準法施行規則第11条の2の3第5項第三号の規定による。）